

議案第3号

阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月7日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定例監査） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査（以下「定例監査」という。）は、毎年<u>1月から3月までの間に</u>これを行う。 2 <u>前項の規定による</u>定例監査を行うときは、実施前10日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。 （監査の請求又は要求による監査） 第4条 <u>法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第242条第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条の規定により準用される法第243条の2の9第3項並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の</u><u>請求又は要求があつたときは、</u>監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 （決算等の審査意見） 第5条 <u>法第150条第6項、第241条第5項及び地公企法第30条第2項並びに地方公共団体の</u>	（定例監査） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査（以下「定例監査」という。）は、毎年<u>2月に</u>これを行う。 2 <u>前項の定める</u>定例監査を行うときは、実施前10日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。 （監査要求による監査） 第4条 <u>法第98条第2項又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、</u>監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 （決算の審査） 第5条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算並びに証</u>

<u>財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査の意見は、審査終了後、速やかに、これを企業長に提出しなければならない。</u> （例月出納検査） 第6条 法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月月末に<u>その前月分について</u>行う。ただし、その日が阪神水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる休日に当たるとき、<u>又は</u>やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 （臨時監査） 第7条 <u>法第199条第2項、第5項及び第7項並びに地公企法第27条の2第1項の規定による</u>監査を行うときは、監査の期日前7日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。 （公表） 第9条 監査委員の公表しなければならない事項の取扱いに関しては、監査委員において特に必要があると認めたものを除くほか、阪神水道企業団公告式条例（<u>昭和35年</u>条例第1号）を準用する。	<u>書類、当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）で定めるその他の書類の審査についての意見は、審査終了後、速やかに、これを企業長に提出しなければならない。</u> （例月出納検査） 第6条 法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月月末に<u>これを行う</u>。ただし、その日が阪神水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる休日に当たるとき、<u>又</u>やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 （臨時監査） 第7条 <u>法第199条第5項の規定による</u>監査を行うときは、監査の期日前7日までに、その旨を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。 （公表） 第9条 監査委員の公表しなければならない事項の取扱いに関しては、監査委員において特に必要があると認めたものを除くほか、阪神水道企業団公告式条例（<u>昭和35年3月</u>条例第1号）を準用する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和8年9月23日までの間、改正後の阪神水道企業団監査委員条例第

4条の規定の適用については、同条中「法第243条の2の9第3項」とあるのは「法第243条の2の8第3項」とする。

(理由)

地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各種監査及び審査について条文の整理を行うことに伴い、所要の改正を行おうとするものである。